

# 返金規定

## 入学後の返還規定

### A-学費の返還ができる場合：

在籍2年目の11月末までに、退学を申し出た場合、退学申請月後の4ヶ月目の授業料残金より20%を控除し、返金致します。（欠員のための学生募集に3ヶ月要するため）

例： 2024年4月期生（2024年4月～2026年3月）が、2年目の2025年7月末で退学を申請した場合。2年目の学費・640,000円、1カ月53,000円として計算します。

2025年7月末後の4ヶ月目＝2025年11月分からの授業料残金・265,000円から諸経費を差し引き、20%を控除した金額を返金します。

### B-学費の返還ができない場合：

- 1) 入学後の1年未満で退学する場合、理由を問わず、授業料は返金致しません。
- 2) 在籍2年目の12月以降に退学を申し出る場合、上記の規定で返金できる金額はありません。
- 3) 退学処分の場合、授業料その他を含めた納付金は返金致しません。
- 4) 2年目の「設備・教材費等」は、返金致しません。

### C-その他

- ※1 学費返還に関わる振り込み手数料は、学生側負担と致します。
- ※2 災害保険料は、団体加入のため、返金致しません。